## 服装に関する規定

令和5年 4月 1日 愛知県立熱田高等学校

熱田高校の生徒としての誇りを持ち、端正な服装、身だしなみを心掛け、品格を保つこと。

1 制服・・・・・本校指定の制服を端正な身だしなみで着用する。

学生服 冬服:黒の詰襟学生服

校章入りボタンをつけ左襟にバッジをつける。上衣とズボンは同生地とする。

学生服 夏服:上衣は白の校章刺繍入り開襟シャツ、又はカッターシャツ。

(但し、無地で織柄のないもの) ズボンは黒。

セーラー服冬服: 紺のセーラー型で上衣とスカートは同生地とする。上衣は同色の襟に黒線を入れ

胸にバッジをつける。セーラー服のリボンは濃紺の指定のものを着用する。

セーラー服夏服:上衣は白の校章刺繍入りセーラー型でスカートは冬服と同じ。

※4月と11月から3月は原則冬服の着用期間とするが、時節に応じて衣替えをする。

2 履物

上履:スリッパ。学校学年指定のものとする。

下履:黒、又は茶の皮靴 (ブーツは禁止)。運動靴

3 くつ下

ストッキング・・・・・黒、又は華美でないもの ソックス・・・・・単色を基本とし、派手な色や柄でないもの

4 頭髪

加工は禁止。(パーマ、染色等)

5 装飾品

装飾品はつけない。(ピアス、イヤリング等)

6 化粧はしない。

## 防寒着の規定

- 1 防寒着の着用期間は原則として、冬服の着用期間とする。なお、朝のSTから帰りのSTまで 校内で着用しない。
- 2 防寒着は無地を基本とし、華美でないものとする。
- 3 防寒具についても同様とする。

## カーディガンの規定

- 1 セーラー服に限りカーディガンの着用を認めるが、制服の襟を必ず出すこと。
- 2 無地・単色を基本とし、華美でないものとする。(ライン入りやフード付きのもの等は認めない)

## 規則等の変更

- 1 校長は規則等の変更(追加、改正又は廃止)をする場合、関係分掌・委員会等で審議し、自校のスクールポリシーを踏まえて総合的に判断し決定する。その後、職員会議にて職員に周知し、生徒に連絡周知する。
- 2 生徒会は規則の変更(追加、改正又は廃止)について、生徒議会の審議を経て承認を得た後、校長に対し 規則の変更を求めることができる。校長は変更(追加、改正又は廃止)が必要と判断したときは、生徒や 保護者、教員等から意見を聴取し、関係分掌、委員会等で内容を議論する。その後、校長は自校のスクール ポリシーを踏まえて総合的に判断し、規則の変更等を決定する。